

番 号	R2-3
都市計画区域	八戸都市計画区域
都市計画の 案の名称	八戸都市計画区域の区域区分の変更
都市計画の 変更理由	別紙のとおり
公 聴 会	<del>日時：令和2年11月2日（月）午前10時00分～</del> 場所：八戸商工会館6階会議室A ※公述の申出がないため中止
公聴会のための 原案の閲覧	期間：令和2年9月23日（水）から令和2年10月7日（水）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 八戸市都市政策課 （八戸市内丸一丁目1番1号）
案の縦覧	期間：令和3年1月19日（火）から令和3年2月1日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 八戸市都市政策課 （八戸市内丸一丁目1番1号）
市町村への 意見聴取	・八戸市 令和3年4月30日（金）
青森県都市計画 審議会への付議	日時：令和3年5月11日（火） 場所：青森県庁西棟8階大会議室
決定告示	令和3年9月1日（水） 青森県告示第 576 号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 八戸市都市政策課 （八戸市内丸一丁目1番1号）

## 変更理由書

### 八戸都市計画区域の区域区分及（青森県決定）の変更について

八戸都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域は、昭和46年3月20日に当初計画を決定し、計5回の定期的な線引きの見直しと4回の随時見直しにより区域編入等を行い、農林漁業との調和に配慮しながら都市の健全な発展と秩序ある整備を図ってきている。

本区域においては、青森県都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に沿って、今後の都市の健全な発展と秩序ある整備、さらには良好な環境の保全を図ることが求められているところである。今回の変更は、平成29年に都市計画法第6条に定める基礎調査を行った結果を踏まえ、人口、産業等のフレームの変更を行うと共に、八戸都市計画区域よりおいらせ町行政区域を除外することに伴うものである。

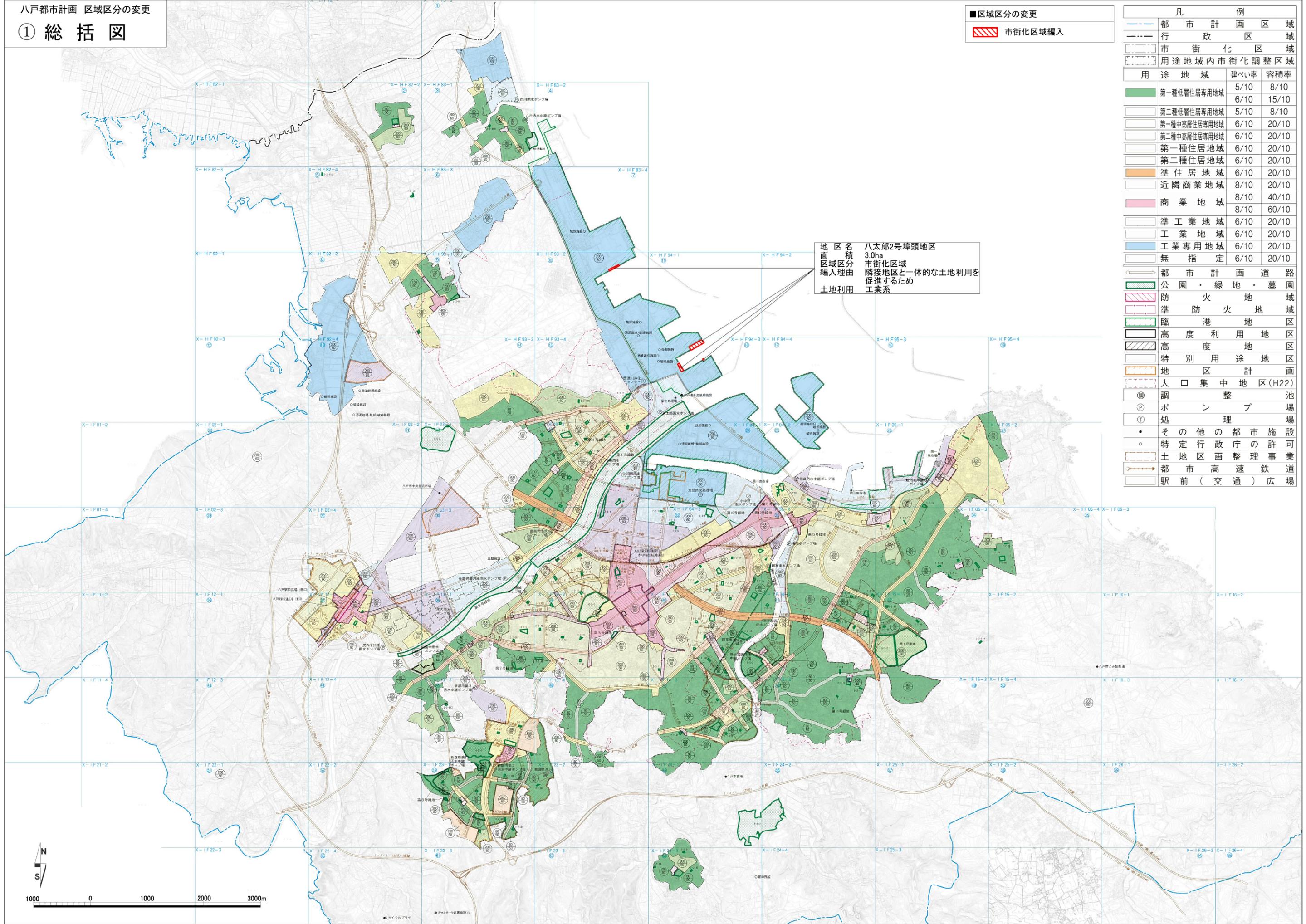
そのほか、公有水面の埋立てが完了した八太郎地区（河原木字海岸）について、隣接する地区と一体的に利用するため、市街化区域に編入すると共に、臨港地区に指定することにより、必要な港湾施設の整備や向上等の立地の届出等一定の規制を行い、港湾の管理運営を円滑に行うなど、八戸港の港湾機能の向上を図るものである。

① 総括図

■ 区域区分の変更  
 市街化区域編入

凡 例			
	都 市 計 画 区 域		
	行 政 区 域		
	市 街 化 区 域		
	用 途 地 域 内 市 街 化 調 整 区 域		
用 途 地 域	建 ぺ い 率	容 積 率	
	第一種低層住居専用地域	5/10	8/10
	第二種低層住居専用地域	6/10	15/10
	第一種中高層住居専用地域	5/10	8/10
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10
	第一種住居地域	6/10	20/10
	第二種住居地域	6/10	20/10
	準住居地域	6/10	20/10
	近隣商業地域	8/10	20/10
	商業地域	8/10	40/10
		8/10	60/10
	準工業地域	6/10	20/10
	工業地域	6/10	20/10
	工業専用地域	6/10	20/10
	無 指 定	6/10	20/10
	都 市 計 画 道 路		
	公 園 ・ 緑 地 ・ 墓 園		
	防 火 地 域		
	準 防 火 地 域		
	臨 港 地 域 区		
	高 度 利 用 地 区		
	高 度 地 区		
	特 別 用 途 地 区		
	地 区 計 画		
	人 口 集 中 地 区 (H22)		
	調 整 池 場		
	ポ ン プ 場		
	処 理 場		
	そ の 他 の 都 市 施 設		
	特 定 行 政 庁 の 許 可		
	土 地 区 画 整 理 事 業		
	都 市 高 速 鉄 道		
	駅 前 ( 交 通 ) 広 場		

地区名 八太郎2号埠頭地区  
 面積 3.0ha  
 区域区分 市街化区域  
 編入理由 隣接地区と一体的な土地利用を促進するため  
 土地利用 工業系



# 八太郎2号埠頭地区(1/2)

## 計画図

### 凡例

- 区域区分界(現状)
- 市街化区域編入
- 市街化調整区域編入

市街化区域

市街化調整区域

市街化区域編入箇所:0.5ha

0 50 100 200 300 400 500m



凡 例

- 区域区分界(現状)
- 市街化区域編入
- 市街化調整区域編入

